**平成２５年（フ）第４２７５号**
大阪府門真市月出町６番35号　ハイツ月出103号
債務者　土居　里美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３０５号**
大阪府四條畷市清滝新町15番409号
債務者　竹内　翔
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３１６号**
大阪市東淀川区菅原７－９－18　ミノルマンション303号室、住民票上の住所大阪府吹田市青山台４丁目１番C74―1107号
債務者　竹内　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３６２号**
大阪府門真市新橋町22番24号　サンティエール門真101号
債務者　徳島　愛子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３６４号**
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目７番21号
債務者　角谷三枝子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３６６号**
大阪府門真市野里町24番14号エレガンス野里201号
債務者　山﨑　実
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３７４号**
大阪市城東区今福西１丁目７番25号　都ハイツ301号
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３７６号**
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１―808号
債務者　中村まり子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３７７号**
大阪市西淀川区姫島１丁目14番11号
債務者　菊池　成夫
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３８１号**
大阪市住吉区山之内２丁目４番４―103号
債務者　奥野　敏明
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６９号**
青森市大字羽白字沢田486番地16
債務者　相馬真理子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２３号**
神奈川県横須賀市長瀬１丁目５番５―304号
債務者　松岡眞由美
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第１１３号**
青森県八戸市江陽５丁目９―27　パークハウス山本203号室、住民票上の住所青森県八戸市大字売市字鴨ケ池37番地５　小笠原住宅
債務者　高橋亜紀子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第１０２号**
山口県防府市大字田島1461番地の３　市住32棟571号
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　山口地方裁判所民事部破産係

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第３４号**
千葉県八街市八街ほ287番地
破産者　土屋　昌平
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２５号**
佐賀県武雄市山内町大字宮野23660番地
破産者　鷹山工房株式会社
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第２０９号**
相模原市緑区青野原1601番７号
破産者　有限会社建巳工研
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３３０号**
千葉県市原市姉崎1763番地３　伊藤アパート
破産者　根本喜代子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係